

令和 8 年度佐賀市子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応支援金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 市長は物価高騰の影響を受けるこどものいる生活困窮世帯に対する支援活動を後押しするため、佐賀市内の家庭を支援するコミュニティフリッジ、こども宅食及びこどもの居場所の運営者に対し、予算の範囲内において佐賀市子育て支援ＣＳＯ物価高騰対応支援金（以下「市支援金」という。）を交付することとし、その市支援金については、佐賀市補助金等交付規則（平成 1 7 年佐賀市規則第 6 4 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより行うものとする。

（交付対象者及び交付額等）

第 2 条 市支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び市支援金の交付額は別表第 1 のとおりとする。

（市支援金の申請）

第 3 条 市支援金の交付に当たっては、様式第 1 号を市長に提出することとする。

（申請の受付期間及び申請回数）

第 4 条 市支援金の申請受付は 2 期設ける。第 1 期の申請受付開始日は令和 8 年 7 月 1 日とし、申請期限は令和 8 年 8 月 3 1 日とする。第 2 期の申請受付開始日は令和 9 年 1 月 1 日とし、申請期限は令和 9 年 2 月 1 3 日とする。ただし、自然災害等のやむを得ない理由により申請受付期間内に申請できない場合は、速やかに市長に相談し、その指示を受けること。

2 申請は 1 回限りとする。なお、交付対象となる活動を複数運営している者についてはこの限りではない。

（交付の条件）

第 5 条 市支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その申請に係る団体について、自己又はその構成員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、申請に係る団体の運営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、第3条の規定に基づく書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市支援金の交付を決定するものとし、その決定の内容を、様式第2号により申請者に通知する。

(市支援金の支給)

第7条 市長は、前条により市支援金の交付を決定した者に対して、通知した日から起算して30日以内に市支援金を支給するものとする。

(市支援金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が第5条第1項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は同条第2項に該当するに至ったときは、市支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長が第6条の規定による交付の決定を行った後、申請内容の不備又は過誤があり、市長が申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、市支援金の交付を受けた後に交付対象者に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により市支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った市支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 市支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、市支援金の交付を受けた者に対して報告

を求め、又は必要な検査を行うことができる。

- 2 市支援金の交付を受けた者は、申請書類及び交付完了日の属する年度の活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、交付完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 通常実施型

交付対象者 (活動の種類)	交付対象者 (交付の条件)	交付金額
コミュニティフ リッジ運営者	・申請日時点で概ね 3 か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時点で活動が休止中でないこと ・今後概ね 1 年以上の活動計画があること	1 団体あたり 5 万円に、基準日（令和 8 年 4 月 1 日）における登録世帯数 1 世帯につき 3 千円を加算した金額
こども宅食運営者（市社会福祉協議会が運営する活動を除く）	・申請日時点で概ね 3 か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時点で活動が休止中でないこと ・今後概ね 1 年以上の活動計画があること ・各世帯に対して月 1 回以上の訪問を行うこと	1 団体あたり 5 万円に、基準日（令和 8 年 4 月 1 日）における宅食利用世帯（配達世帯）数 1 世帯につき 3 千円を加算した金額
こどもの居場所運営者	・申請日時点で概ね 3 か月以上の継続した活動実績があること ・申請日時点で活動が休止中でないこと ・今後概ね 1 年以上の活動計画があること ・月 1 回以上の活動を行うこと ・学習、食事、遊び等の場を提供し、地域から広くこどもを受け入れ、利用料が無料又は実費相当額であること	1 居場所あたり 5 万円